

野洲市環境基本計画 基礎調査報告書

令和8(2026)年
1月

目次

第1章 基礎調査報告書について.....	1
1. 目的.....	1
2. 現行計画の概要.....	1
第2章 野洲市の概況.....	2
1. 自然的特性.....	2
2. 社会的特性.....	3
第3章 環境を取り巻く状況の整理.....	6
1. 国内外の動向.....	6
2. 上位計画・関連計画の整理.....	13
第4章 各分野の現状.....	20
1. 気候変動・脱炭素社会に関する現状.....	20
2. 循環型社会に関する現状.....	23
3. 自然共生に関する現状.....	25
4. 快適環境(緑、安全・安心)に関する現状.....	30
5. 環境学習・環境保全活動に関する現状.....	36
第5章 現行計画の進捗状況.....	37
1. 指標の達成状況.....	37
2. 施策の実施状況.....	38
第6章 総括.....	40
1. 計画見直しにあたっての基本的な考え方.....	40
2. 分野別の課題と今後の方向性.....	41

第1章 基礎調査報告書について

1. 目的

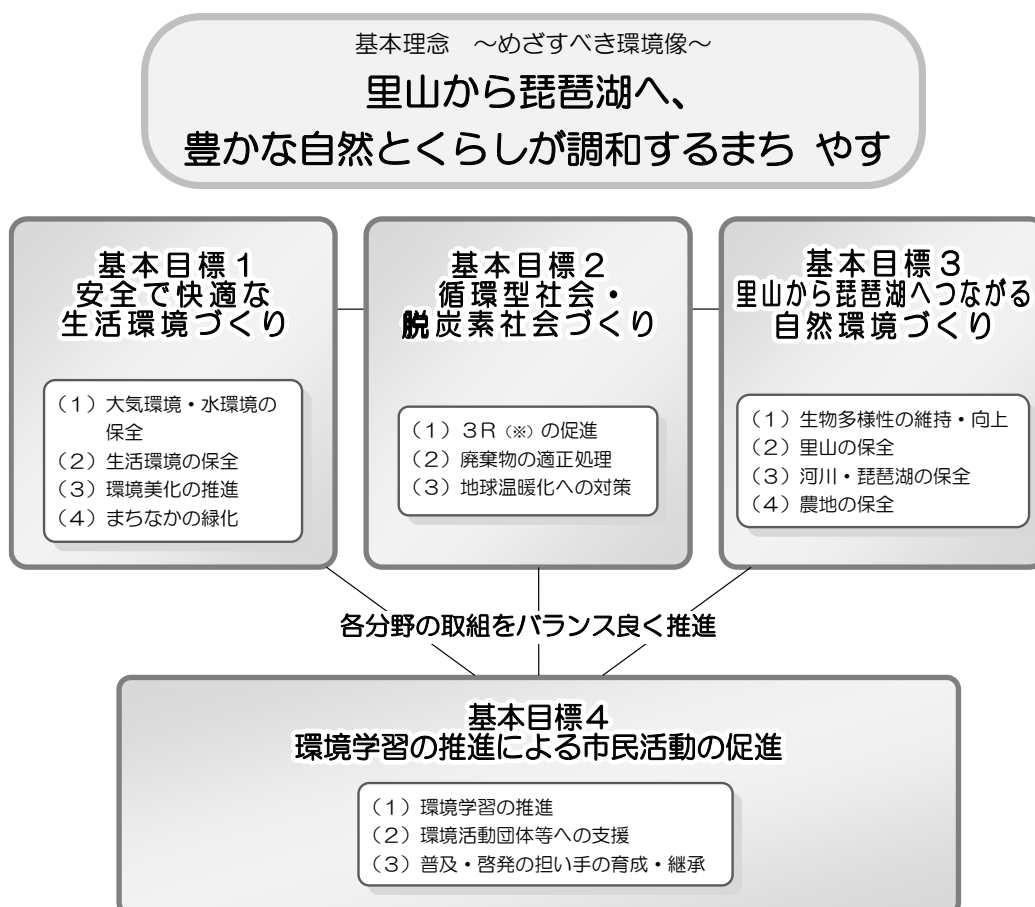
本市は、2022(令和4)年3月に策定した「第2次野洲市環境基本計画(改訂版)(以下、「現行計画」という。)」に基づき、環境の保全等に関する施策を市民・事業者・行政の協働のもと進めてきました。

基礎調査報告書では、国内外の状況や市の現状、現行計画の進捗状況を把握し、今後の施策等に反映すべき課題や方向性を洗い出し、新たな計画に反映することを目的に作成します。

2. 現行計画の概要

現行計画では、2017(平成29)年度を初年度、2026(令和8)年度を目標年度としています。

基本理念(目指すべき環境像)として「里山から琵琶湖へ、豊かな自然と暮らしが調和するまち やす」の実現に向けて、4つの基本目標と14の施策、それに関わる12の重点プロジェクトが示されています。



【計画の概要】

第2章 野洲市の概況

1. 自然的特性

(1) 地形

本市は、滋賀県の南部に位置し、日本最大の湖である琵琶湖に面しています。市域は、東西が約10.9km、南北が約18.3kmに広がり、面積は琵琶湖を含めて80.14 km²あります。

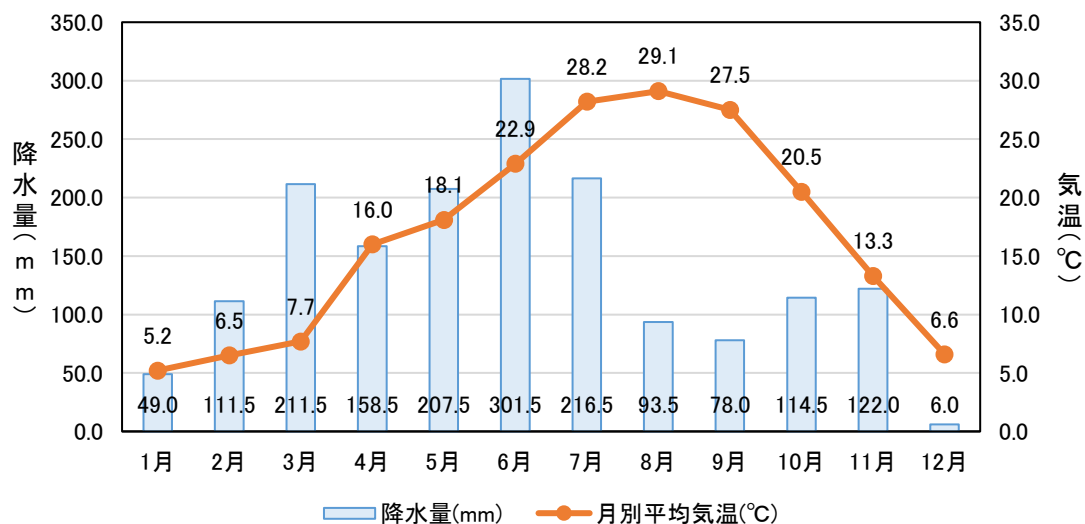
本市の地形は、おむね低地で構成されており、南東部においては、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山等の山地や丘陵地が広がっています。

水系については、本市の西側の守山市との境界には野洲川があり、東側の近江八幡市との境界には日野川があり、それぞれ淀川水系の一級河川となっています。また、家棟川などが田園地帯を流下して琵琶湖に注いでおり、良好な景観や環境に恵まれています。

(2) 気候

本市の気候は、気候の漸移地帯に位置し、変化に富んだ気候で北陸と瀬戸内気候の特色が共存した気候が特徴で、比較的温暖で雨量の少ない地域です。

気象庁が設置している大津観測所のデータによると、2024(令和6)年の月別平均気温及び降水量の推移は以下のようになっています。年平均気温は16.8℃であり、年間降水量は約1,670mmとなっています。月間平均気温は最高が8月の29.1℃、最低が1月の5.2℃となっており、月間降水量は6月が最も多く301.5mmとなっています。



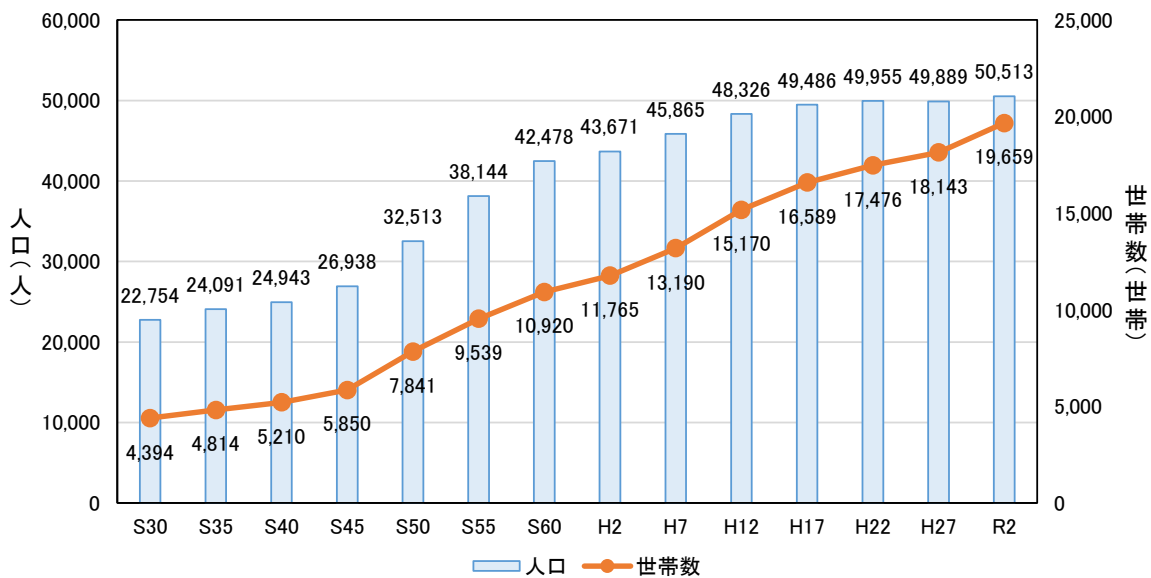
【月別平均気温及び降水量の推移（2024年）】

出典：大津アメダス観測所気象データ

2. 社会的特性

(1) 人口・世帯数

国勢調査によると、2020（令和2）年度現在、本市の人口は50,513人となっており、2015（平成27）年度に僅かに減少しましたが、再び増加しています。また、世帯数は19,659世帯となっており、増加傾向となっています。

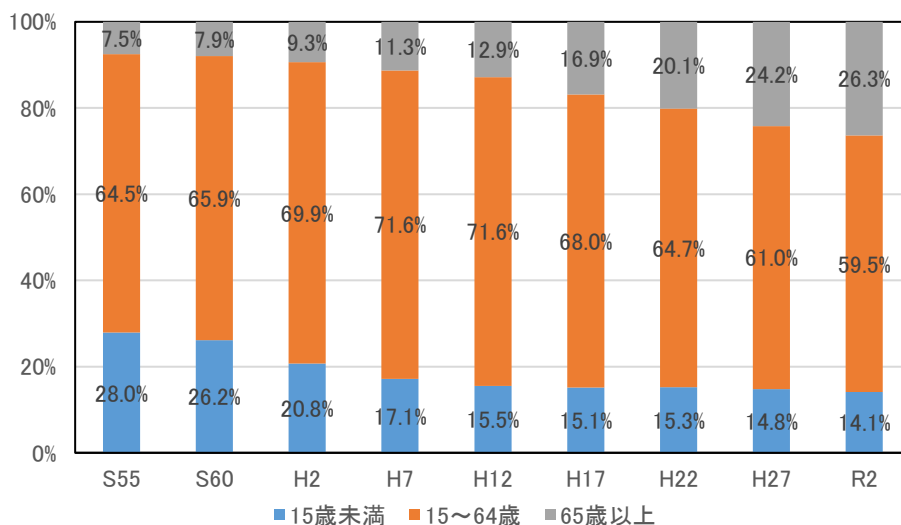


【野洲市の人口・世帯数の推移】

出典：国勢調査

(2) 年齢別構成

年齢別の構成は、2020（令和2）年度現在、15歳未満が14.1%、15～64歳が59.5%、65歳以上が26.3%となっており、65歳以上の割合が年々増加し、15歳未満と15～64歳の割合が年々減少する少子高齢化の傾向が見られます。



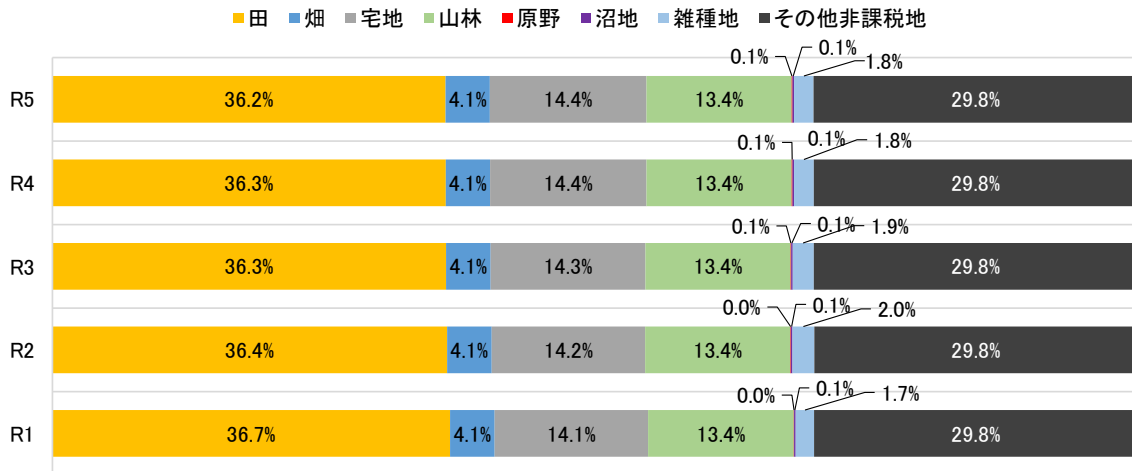
【野洲市の年齢別構成の推移】

出典：国勢調査

(3) 土地利用

2023(令和5)年度における地目別土地利用状況を見ると、田が36.2%で最も割合が高く、次いで、その他非課税地が29.8%、宅地が14.4%と高くなっています。

地目別土地利用状況の推移をみると、田が減少する一方で宅地の割合が増加しています。



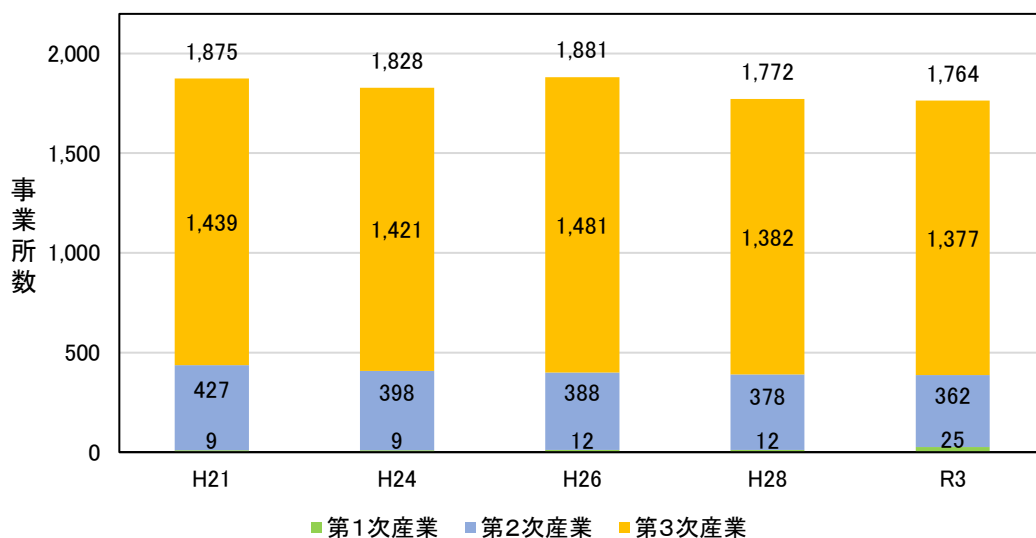
【野洲市の土地利用の推移】

出典：滋賀県統計書

(4) 産業構造

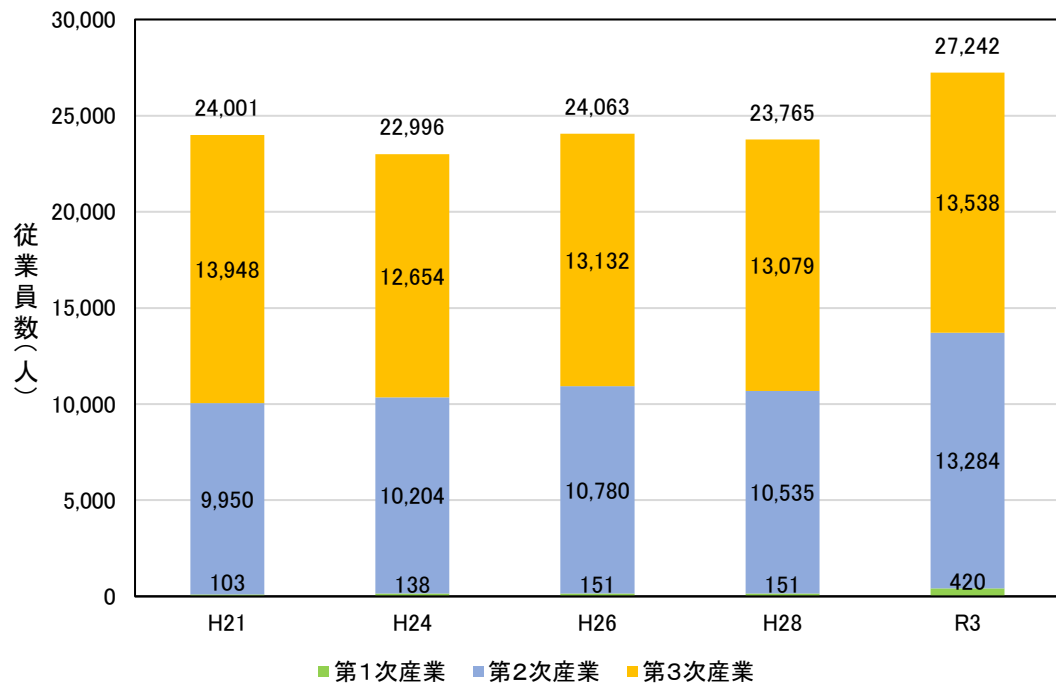
事業所数の推移は2014(平成26)年度をピークに減少傾向にあります。

また、従業員数は2021(令和3)年度現在が最も多くなっており、第2次産業と第3次産業がほぼ同数となっています。



【野洲市の事業所数の推移】

出典：経済センサス基礎調査



【野洲市の事業所数の推移】

出典：経済センサス基礎調査

第3章 環境を取り巻く状況の整理

1. 国内外の動向

(1) 持続可能な社会の実現

国は、カーボンニュートラルに加え、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの同時達成により、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な新たな成長につなげていくことを目指しており、これらの施策の関係性を踏まえた取組を進めていくことが重要となっています。

2015(平成27)年開催の国連において、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を国際社会全体の喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した目標「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダの中核を成しているのが 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。

SDGsは、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持つこと、また、気候変動や生物多様性など環境と大きな関わりのある項目だけでなく、持続可能な消費と生産、教育、雇用など様々な分野についてもゴールを掲げており、目標を達成するには環境のみでなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが掲げられています。

国は、こうした動きを踏まえ 2016(平成 28)年 12 月に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、持続可能な社会の実現、SDGs達成に向けた取組を進めています。

また、SDGsを地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」の創造を進めていくため、環境省では、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」等により各地域での地域循環共生圏のビジョンづくりを進めるとともに、全国各地でつくられた地域循環共生圏のビジョンを実現するため、2019(令和元)年に運用を開始したポータルサイト「環境省ローカルSDGsー地域循環共生圏ー」を活用し取組を進めています。



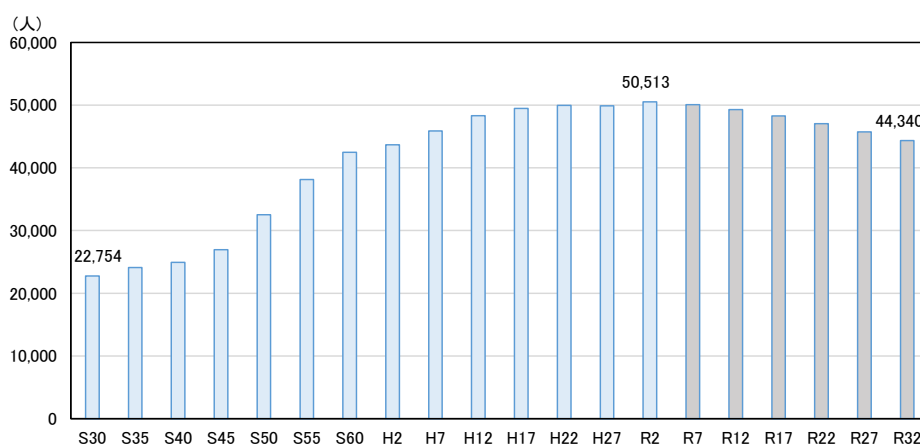
【SDGsの17のゴール】

出典：国際連合広報センター

(2) 人口減少・少子高齢化への対応

国内では少子高齢化や人口減少の進展による人材不足が深刻化しており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（2023(令和5)年推計）」によると、国の高齢者人口は、2043(令和25)年に3,953万人でピークを迎え、2070(令和52)年には総人口に占める割合が38.7%になる可能性があります。

本市においても人口減少・少子高齢化が予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」によると、2050(令和32)年の本市の人口は44,340人まで減少すると予測されており、環境保全活動の担い手不足が懸念されます。



【本市の将来推計人口】

資料：国勢調査（2025年度以降は「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」）

(3) コロナ禍からのグリーンリカバリーに乗じたGX・DXの推進

2020(令和2)年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、生活様式や社会経済に大きな変化がありました。

コロナ終息後は、脱炭素化をさらに加速させる「グリーンリカバリー」の視点を持ち、クリーンエネルギー中心の産業構造・社会構造に変革を進めるGX(グリーントランスフォーメーション)や、IT・デジタル技術を用いたDX(デジタル・トランスフォーメーション)によって、持続可能な社会の構築を目指すことが重要となっています。

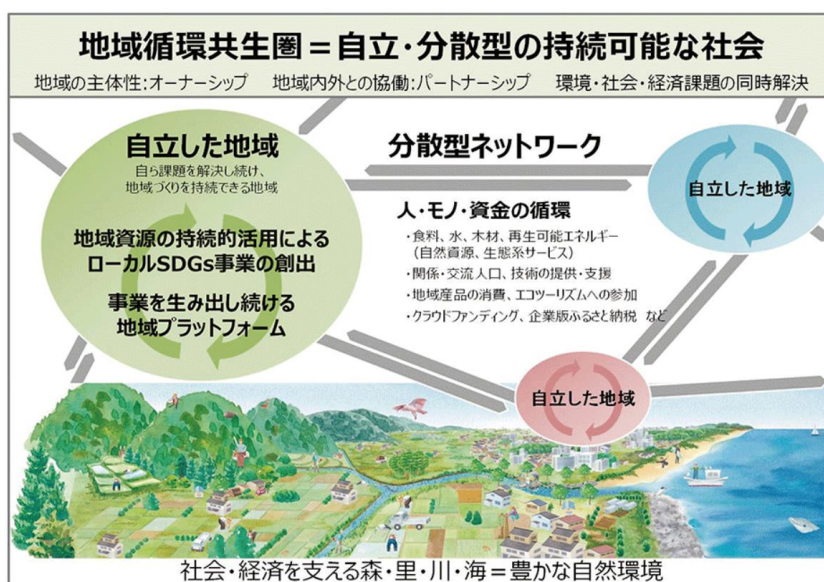
(4) 循環共生型社会の実現

国全体で持続可能な社会を構築するには、各々の地域が持続可能であることが重要です。地域循環共生圏は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業を生み出し続けることで地域課題を解決し、自立した地域を作るとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。地域の主体性を基本として、パートナーシップの基で、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsともいえます。

持続可能な社会の実現に向け、国は「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を行い、ステークホルダーの組織化を支援する環境整備と、事業の構想作成を支援する事業化支援を行っています。さらにこの事業の中で、地域循環共生圏に係るポータルサイトの運用も行っており、「しる」「まなぶ」「つくる」「つながる」機会等を提供することで、各地におけるローカルSDGsの実践を一層加速させています。

また、地域の金融機関には、地域資源の持続的な活用による地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことが期待されています。このような環境・経済・社会面における課題を統合的に向上させる取組は、地域循環共生圏の創造につながるものであり、地域金融機関がこの取組の中で果たす役割を「ESG地域金融」として推進することにより、取組を深化させていくことが重要です。

環境・経済・社会的側面が複雑にかかわっている現代において、環境問題の影響を未来に残すことを極力防ぎ持続可能な社会を実現するには、環境・経済・社会のそれぞれにおいて、持続的な新たな方向へ転換する必要があります。この転換には、DXを活用しながら、「環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」仕組みづくりを進めるとともに、気候変動や生物多様性、汚染の危機を軽減することも重要です。



【地域循環共生圏のイメージ図】

資料：環境白書

(5) 脱炭素社会の実現と気候変動への対応

近年、台風の大型化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生態系等の各分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気候変動問題は、今や「気候危機」ともいわれています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がないこと、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、パリ協定の実現が厳しくなることなどが示されました。また、この10年間に行う選択や実施する対策は、数千年先まで影響を持つとも記載されており、喫緊の対応が求められています。

このような状況のなか、2020(令和2)年10月、国は2050(令和32)年までに二酸化炭素の排出を「実質ゼロ」にするカーボンニュートラルの実現を宣言しました。また、2030(令和12)年度において、温室効果ガス46%削減(2013(平成25)年度比)を目指すこと、さらに2035(令和17)年度、2040(令和22)年度において、それぞれ60%、73%削減することを目指す「地球温暖化対策計画」を2025(令和7)年3月に改定しました。その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めています。

さらに、2022(令和4)年2月から始まったロシア・ウクライナ危機により、一次エネルギーの多くを輸入に依存している日本の脆弱なエネルギー構造が改めて浮き彫りになったことから、純国産エネルギーである再生可能エネルギーについて、脱炭素化の側面だけでなくエネルギー保障の面からも重要性が再認識されています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

【地球温暖化対策計画の削減目標】

資料：地球温暖化対策計画

2023(令和3)年5月に開催されたG7広島首脳コミュニケでは「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」ことが明確に述べられました。

特に「気候危機」とも言われる気候変動問題について、世界平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇が加速しているとされています。

日本も例外ではなく、猛暑や集中豪雨の頻度の増加、農作物の品質低下など、気候変動の影響が各地で起きており、このまま何も対策を行わないと豪雨や猛暑などのリスクは更に高まることが予測されています。

今後地球温暖化の進行に伴うリスクに対処し、生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策(温室効果ガスの排出削減等対策)に全力で取り組むことはもちろん、将来予測される被害の回避・軽減等を図る適応策に取り組むことが重要となっています。



【緩和と適応の関係】

資料：環境省

(6) 循環型社会の実現

急激な人口増加や経済発展、都市化によって世界規模で資源の大量生産・消費が広がりつつあり、このまま進行すると中長期的に資源制約が強まる可能性があります。また、資源価格の高騰や鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や資源確保を巡る紛争の発生といった更なる問題が生じる可能性もあります。

さらに、近年では使い捨てプラスチックやマイクロプラスチックが海洋生態系に与える影響も問題となっており、国は 2022(令和4)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック製品の設計から廃棄物処理まで全てにおいて資源循環等(3R+Renewable)が進むよう取り組んでいます。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要です。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進することが鍵となっています。この経済システムは、生産のライフサイクル全体での環境負荷低減や、世界的な資源需要の増加への対策にもつながります。また、資源循環を促進することで、ライフサイクル全体での温室効果ガスの低減につながり、ネット・ゼロに資するだけでなく、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に資するなど、経済・社会・政治・技術の全てにおける横断的な社会変革を実現する上ではネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ相互の連携が重要となります。

人類の生存に欠かせない食料資源についても、中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方で、国内においては、その食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品(食品ロス)が発生しており、国の食品ロス量は、2022(令和4)年度推計で年間約472万トンとなっています。

こうした状況を打開すべく、国は2024(令和6)年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、食品ロス削減を含めサーキュラーエコノミーへの移行を進めるための取組を進めています。

(7) 自然再興の実現

気候変動対策と一体的に取り組むべき地球環境課題として、生物多様性保全があります。生物多様性は、食料や水、気候の安定、自然とのふれ合い等、私達の暮らしに欠かせない様々な恵み(生態系サービス)をもたらしています。しかし、生物多様性や生態系サービスは、人間活動により世界的な悪化が続いています。例えば、2020(令和2)年までを目標とした生物多様性に関する世界目標「愛知目標」について、20の個別目標のうち6つの目標が部分的に達成されたに留まっています。

環境省が2021(令和3)年3月に取りまとめた「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)」によれば、国の生物多様性は過去50年間損失し続けており、農地や森林、干潟等の減少や環境の変化等、生態系の規模や質の低下が継続しているとともに、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数も減少傾向にあることが指摘されています。また、農地や水路・ため池、農用林等の利用が減り、里地里山などの人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境も喪失・劣化しています。

ネイチャーポジティブ(自然再興)は、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることで、生物多様性国家戦略2023-2030における2050年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた2030(令和12)年ミッションとして掲げられています。これは、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方であり、愛知目標をはじめとするこれまでの目標が目指してきた生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意が込められたものとなっています。

生物多様性国家戦略では、ネイチャーポジティブ実現に向けた鍵として2030(令和12)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」が示されています。国土全体の生態系の健全性を高めていくためには、里地里山のように人が手を入れることによって維持されてきた自然環境や、生物多様性に配慮した持続的な産業活動が行われている地域を活かしていくことも重要です。このため、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023(令和5)年度から開始しています。

2. 上位計画・関連計画の整理

国や滋賀県及び野洲市における、本計画の上位計画及び関連計画にあたる計画を以下に示します。

(1) 国

○環境全般

名称	概要
第六次環境基本計画 (R6.5)	「環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、気候変動、循環経済、自然再興といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果を発揮させ課題解決に結びつけていく。」や、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」という考え方が示されている。

○地球環境

名称	概要
カーボンニュートラル宣言 (R2.10)	2020(令和2)年10月に政府は、「2050年までに温室効果ガス(GHG)の排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」、「脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言している。 また、2021(令和3)年4月、野心的な目標として、「2030年度のGHG排出量を2013年度比46%削減とし、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明している。
地球温暖化対策計画 (R7.3)	地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画。 「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030(令和12)年度46%削減目標の実現に向けた対策・施策を示している。主な取組は以下の通り。 ・再エネ、原子力などの脱炭素効果の高い電源を最大限活用 ・工場等での先端設備への更新支援、中小企業の省エネ支援 ・自動車分野における製造から廃棄までのライフサイクルを通じたCO ₂ 排出削減、物流分野の脱炭素化 ・2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出 ・省エネ住宅や食品ロス削減など脱炭素型の暮らしへの転換 ・成長志向型カーボンプライシングの実現・実行 ・循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行 ・森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保に関する取組 など
GX実現に向けた基本方針 (R5.2)	エネルギー安定供給の確保と、GXを通じた脱炭素分野の成長産業化により、産業の競争力強化・経済成長を図るための方針。 地域・暮らしの脱炭素化の実現に向けたGXの推進として、地方公共団体に対しては、地域脱炭素の基盤となる重点対策(地域共生・ひ益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等)の率先した実施を求めている。
気候変動適応計画 (R5.5一部変更)	気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全安心で持続可能な社会を構築することを目的とした計画。主な取組は以下の通り。 ・気候変動適応に関する分野別施策の推進 ・気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用

	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保 ・地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進 ・事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進 ・気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進
第7次エネルギー基本計画 (R7.2)	<p>安全性、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合を図る S+3E を基本に 2050 年カーボンニュートラルに向けたエネルギー政策について基本的事項を定めた計画。</p> <p>電源構成においては、従来の化石燃料依存から脱却を目指し、2040 (令和22) 年度の火力発電の割合は 30%~40%程度に減少、一方で再生可能エネルギーの割合は 40%~50%程度と最大の電源とすることが位置づけられています。</p> <p>また、化石燃料依存から脱却し、持続可能なエネルギー供給を実現するための脱炭素戦略として、LNG 火力や水素・アンモニア等を活用した火力発電の脱炭素化、省エネや電化の推進、エネルギー効率を高める取組の強化などを記載。</p>

○循環

名称	概要
第五次循環型社会形成推進基本計画 (R6.8)	<p>循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針を定めたもの。主な取組は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり ・資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ・多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 ・資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行 ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
プラスチック資源循環戦略 (R元.5)	<p>基本原則に「3R+Renewable」の基本原則を掲げ、①回収可能なプラスチック製品の使用合理化、②プラスチック製品の原料を再生材等に切り替え、③できる限りの長期間の使用、④徹底的に分別回収し、循環利用を図るとしている。</p>
海洋プラスチックごみ対策アクションプラン (R元.5)	<p>3R の考え方に基づき、海洋プラスチックごみの海洋流出を抑制するため、徹底して資源循環を図るための行動指針。</p>
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (R4.4)	<p>プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ法律が新たに施行。</p>
バイオマス活用推進基本計画 (第3次) (R4.9)	<p>総合的なバイオマスの利用の推進、製品・エネルギー産業の市場において一定のシェアをバイオマス由来とすることを目指す計画。農山漁村だけでなく都市部も含めた地域主体のバイオマス活用を総合的に推進し、地方公共団体の活動促進に向けたモデルとなる事例等の情報提供を行うものとしている。</p>

○自然環境

名称	概要
生物多様性国家戦略 2023-2030 (R5.3)	<p>新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、2030(令和12)年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略。ポイントは以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応 ・30by30 目標の達成に向けた取組 ・自然資本を守り活かす社会経済活動(ネイチャーポジティブの取組等)
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 (R7.4)	<p>ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずるための法律が新たに施行。</p>

○生活環境

名称	概要
水循環基本計画 (R6.8)	<p>水循環に関する基本的な計画。主な取組は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替性・多重性等による安定した水供給の確保 ・施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築 ・2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進 ・健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開
都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針 (R6.12)	<p>改正都市緑地法に基づき都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点から推進するための方針。</p> <p>将来的な都市のあるべき姿として「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」とし、市街地の緑被率3割以上を目指すとともに、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、Well-being に関する指標、施策の整備が示されている。</p>

○環境教育・環境学習

名称	概要
第2期 ESD 国内実施計画 (R3.5)	<p>持続可能な世界を目指す「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ESDがSDGs達成への貢献に資する考え方と明確にし、ジェンダー平等、2050年カーボンニュートラル、AI・DXの推進等を踏まえつつ持続可能な社会の創り手の育成、国際枠組みの達成に向けて国や地方公共団体など、多様なステークホルダの取組を整理したもの。地方公共団体に対してはSDGsの政策反映等が求められている。</p>
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活) (R4.10)	<p>脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容のため行動指針を示している。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標に向けて新しい国民運動「デコ活」の実施等を行っている。</p>

(2) 滋賀県

○環境全般

名称	概要
第五次滋賀県環境総合計画 (H31.3)	<p>滋賀県における環境行政の基本的な計画。施策の方向性の柱は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用 ・気候変動への対応・環境負荷の低減 ・持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着 ・国際的な協調と協力

○地球環境

名称	概要
滋賀県 CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画 (R4.3改定)	<p>本県の CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。主な取組は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換 ・自然環境と調和するCO₂ を排出しない地域づくり ・新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出 ・資源の地域内循環による地域の活性化 ・革新的なイノベーションの創出 ・CO₂ ネットゼロ社会に向けたムーブメントの創出 ・気候変動への適応 ・県における率先実施

○循環

名称	概要
第五次滋賀県廃棄物処理計画 (R3.7 改定)	<p>本県で取り組むべき廃棄物処理および資源循環に関する施策を総合的に推進するための計画。主な取組は以下の通り。</p> <p>【重点取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみの発生抑制等の推進 ・食品ロス削減の推進 ・災害廃棄物の円滑な処理体制の構築 <p>【不断の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組の推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・循環型社会の進展につなげる施策の推進

○自然環境

名称	概要
生物多様性しが戦略(R6.3)	<p>滋賀県における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)。取組方針は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの多様性(生態系・種・遺伝子)の保全 ・自然を守り、活かすことによる社会課題の解決、社会経済活動の推進 ・身近な生物多様性への気づき、共生社会の実現に向けた土壌づ

	くり
琵琶湖保全再生施策に関する計画 (R3.3 改定)	<p>琵琶湖の状況や施策の実施状況、その他の変化等を踏まえ、滋賀県および県内市町が多様な主体の参加と協力を得て琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進するための計画。琵琶湖の保全および再生のための事項として以下の事項を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質の汚濁の防止および改善に関する事項 ・水源のかん養に関する事項 ・生態系の保全および再生に関する事項 ・景観の整備および保全に関する事項 ・農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
琵琶湖森林づくり基本計画(第2期) (改定)(R5.11改定)	<p>森林・林業にかかる総合的な推進を図る計画。基本施策は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり ・多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり ・森林資源の循環利用による林業の成長産業化 ・豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

○生活環境

名称	概要
琵琶湖流域下水道整備総合計画 (R1.6)	<p>水質汚濁による人の健康又は生活環境に係わる被害を防ぎ、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するための総合計画。中期的な整備方針(令和27年度目標)は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①広域化・共同化の推進:農業集落排水施設を下水道へ接続。 ②面整備の推進:低コストな整備手法を用いて10年以内の概成を目指す。 ③下水道接続率の向上:家庭と工場・事業場の下水道への接続率の向上を目指す。 ④処理場における発生汚泥等の再生利用の促進:設備の更新時期に合わせ、発生汚泥等を燃料または肥料として再生利用することに努める。 ⑤下水熱の利用の促進:下水熱利用の可能性検討を積極的に実施。 ⑥省エネルギーの推進:省エネルギーを推進し、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める。 ⑦処理水の再利用の促進:処理水再利用の可能性検討を積極的に実施。

○環境教育・環境学習

名称	概要
滋賀県環境学習推進計画(R3.3)	<p>現在の社会が抱える多種・多様な環境課題(問題)を解決し、持続可能な社会を実現するため環境学習に関する施策を推進するにあたっての、基本的な考え方や施策の方向性などについて定めた計画。環境学習推進のための施策の柱は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成および活用 ・環境学習プログラムの整備および活用 ・場や機会づくり ・情報の提供 ・連携・協力のしくみづくり ・取組への気運を高める普及啓発

(3) 野洲市

○上位計画

名称	概要
第2次野洲総合計画(R6.3 改訂)	<p>市の全ての計画の指針となる、時代の変化に対応しながら将来を見据えたまちづくりを今後行う総合計画。主な基本方針は以下の通り。</p> <p><子育て・教育・人権></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまち ・誰もが生涯にわたって学び続け、学びの好循環が生まれるまち ・互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまち <p><福祉・生活></p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが生きがいづくりや健康増進に取り組み、地域全体で切れ目なく医療が提供されるまち ・「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活できるまち ・生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまち ・安心・安全に暮らせるまち <p><産業・観光・歴史文化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済が活性化し、市民生活が充実したまち ・豊かな地域資源を生かし、多くの人が訪れ楽しめるまち ・交流や連携を通じて多様な人々の関わりが生まれるまち <p><環境・都市計画・都市基盤整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境が守られるまち ・必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまち ・快適な環境が確保された、安全・安心なまち ・ハード・ソフト両面で災害に強いまち <p><市民活動・行財政運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政の協働による暮らしやすいまち ・透明性が高く、効果的・効率的に運営されるまち

○関連計画

名称	概要
野洲市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(R4.3)	<p>市域の一般廃棄物の適正な処理を行うための計画。主な取組は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政の協働による3Rの推進 ・安定かつ効率的なごみ処理システムの構築 ・地球温暖化防止に向けたごみ処理施策の実現
野洲市都市計画マスタープラン(R6.3 改訂)	<p>都市計画に関する基本的な方針となる計画。都市づくりの目標は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点の都市機能集約と歩行空間の改善によるにぎわい強化 ・安全で利便性の高い居住環境づくり ・田園集落における地域活力の維持向上に向けたまちづくり ・都市の安全を高める防災基盤の強化 ・豊かな自然環境の保全と身近に自然を感じられる都市の形成
野洲市農業振興計画(R4.3)	<p>市における農業政策の基本となる計画。主な取組は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した農業経営と農地保全 ・多様な担い手育成・確保 ・地産地消と食農教育 ・環境保全と農の多面的機能 ・農業によるまちおこし
野洲市みどりの基本計画(R3.7)	<p>都市公園等の整備や緑化活動への市民参加の促進といった緑に関する基本的な方針を定める計画。主な基本方針は以下の通り。</p> <p><保全>かけがえのないみどりを守ります</p> <p><創出>活力と交流を生むみどりを増やします</p> <p><育成>身近なまちのみどりを育みます</p> <p><連携>市民とともにみどりの輪をひろげます</p>

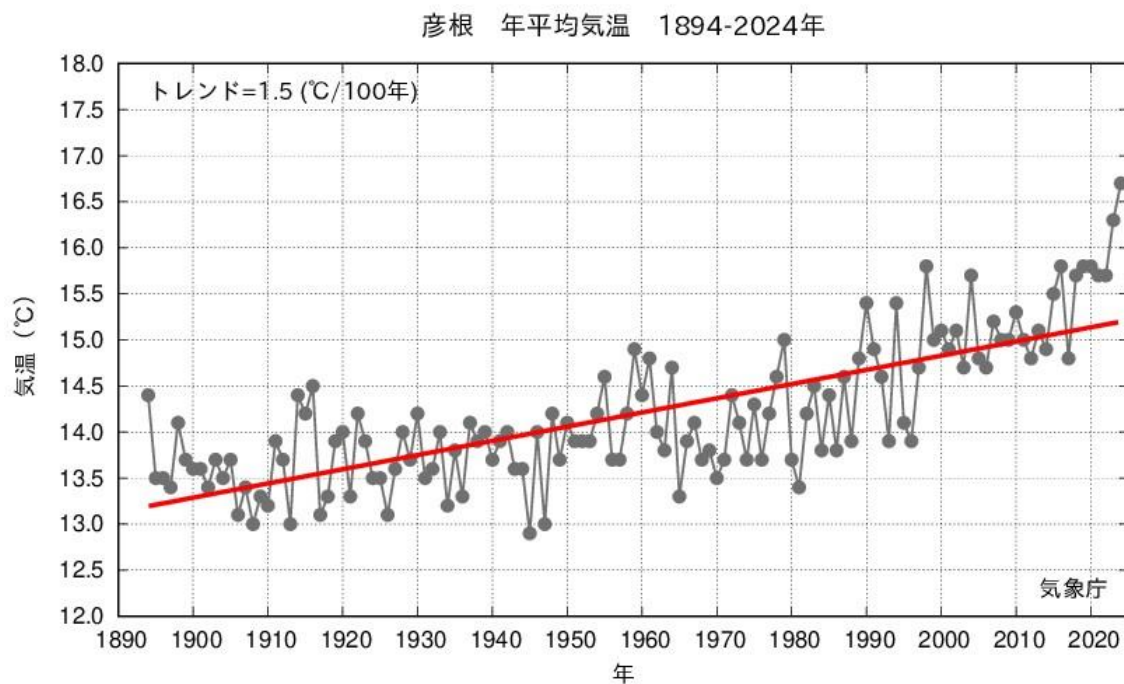
第4章 各分野の現状

1. 気候変動・脱炭素社会に関する現状

(1) これまでの気候の変化

気候変動適応情報プラットフォームの気象観測データの長期変化の傾向によると、滋賀県の代表地点である彦根の年平均気温は100年あたり1.5℃上昇しています。

また、滋賀県の気候変化の将来見通しをまとめた「滋賀県の気候変動」(2025(令和5)年3月、彦根地方气象台)によると、21世紀末(2076~2095年)の彦根の平均気温は20世紀末(1980~1999年の平均)と比べて最大約4.4℃上昇、猛暑日日数が1日から約25日に、熱帯夜日数が3日から約54日に増加することが予想されています。また、約1時間の降水量が50mm以上の発生回数や日数の増加も予想されています。



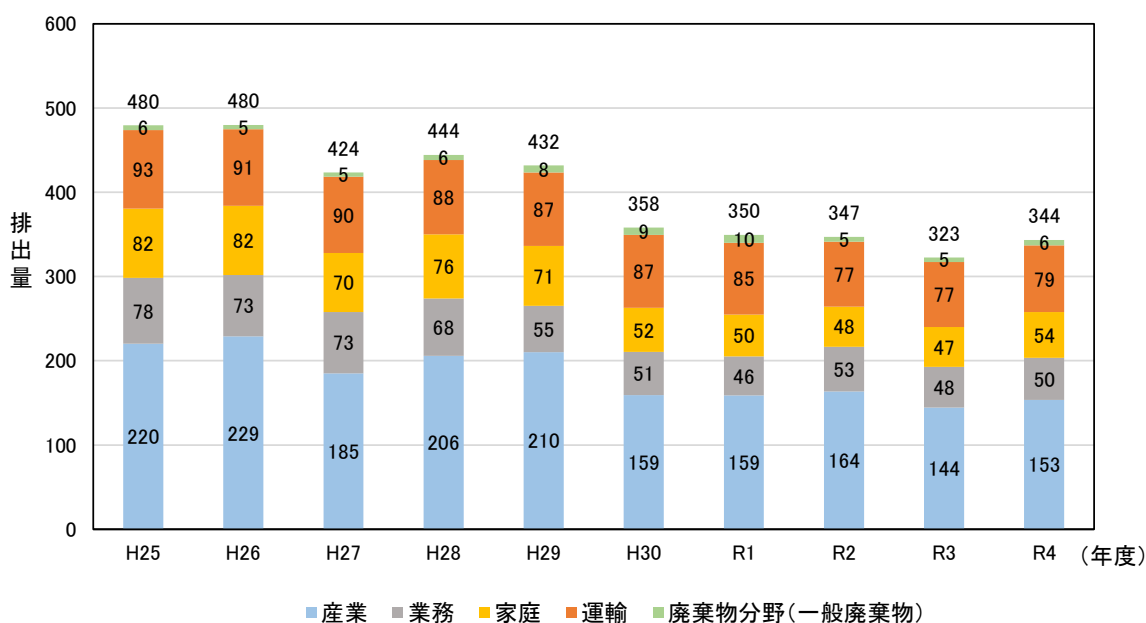
【気象観測データの長期変化の傾向】

資料：気候変動適応情報プラットフォーム
[<https://adaptation-platform.nies.go.jp/data/jma-obs/index.html>]2025/11/18に確認

(2) 温室効果ガス排出量の排出状況

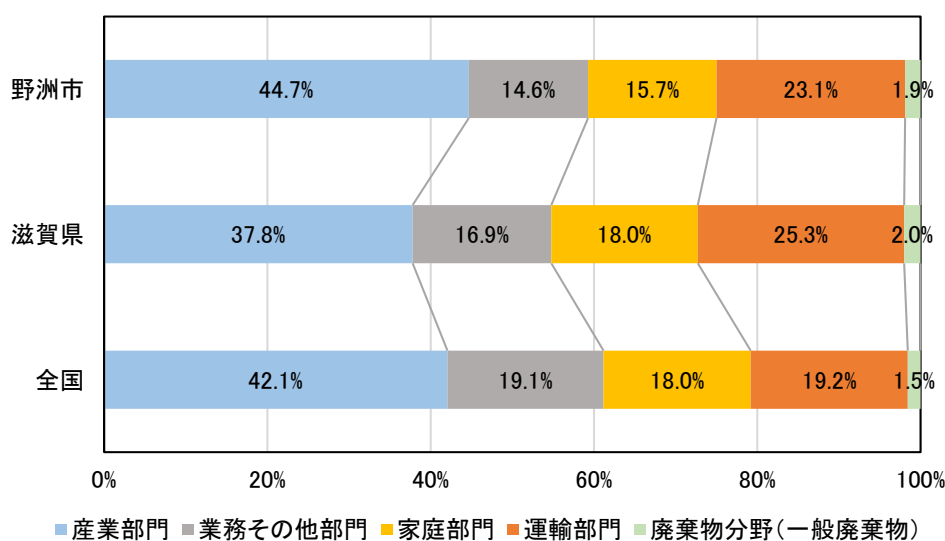
- ・本市の2022(令和4)年度の温室効果ガス総排出量は、344千トン-CO₂となっており、2013(平成25)年度から28.4%減少しています。部門別では、産業部門からの排出量が最も多く全体の47.7%を占めています。次いで運輸部門(自動車)が23.1%と多くなっています。
- ・温室効果ガス排出量について、国及び県と比較すると、本市は産業部門の占める割合が高い一方で、業務その他部門や家庭部門の占める割合が低くなっています。

(千トン-CO₂/年)



【温室効果ガス排出量の推移】

資料：自治体排出カルテ（環境省）



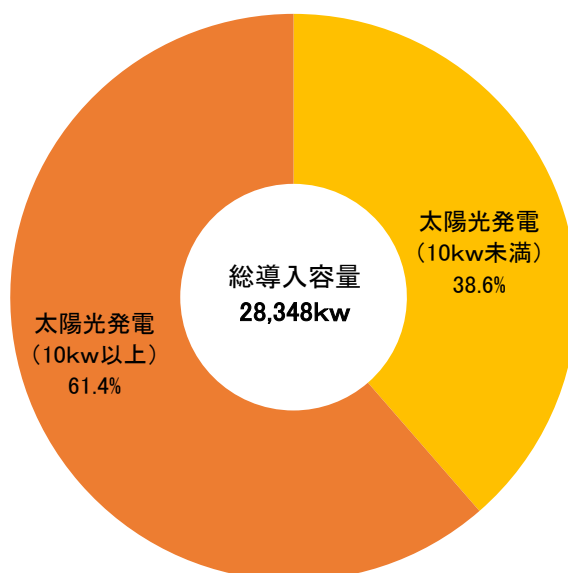
【排出割合の比較（R5）】

資料：自治体排出カルテ（環境省）

(3) 新エネルギーの導入状況

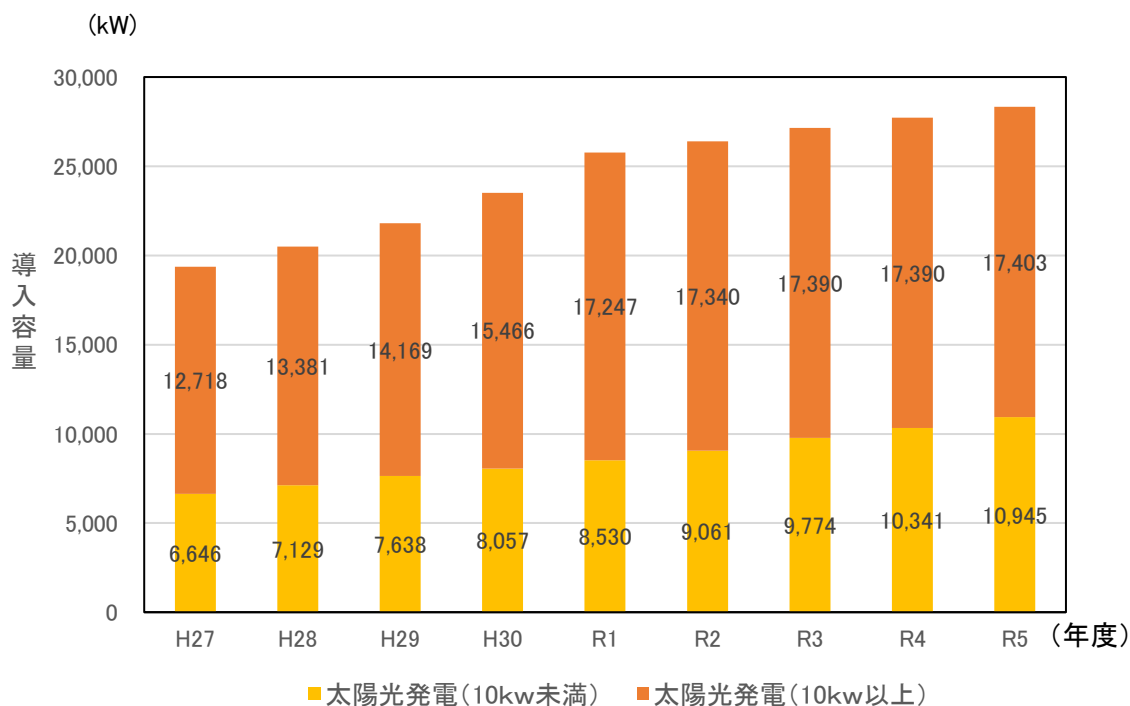
○再生可能エネルギーの導入状況

・再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく本市の2022(令和4)年度の再生可能エネルギーの導入量は28,348kwとなっています。導入されている再生可能エネルギーの種類としては、太陽光発電(住宅用・産業用)のみとなっており、導入容量は増加傾向にあります。



【再生可能エネルギー導入量の推移】

資料：自治体排出量カルテ（環境省）



【再生可能エネルギーの導入容量の推移】

資料：自治体排出量カルテ（環境省）

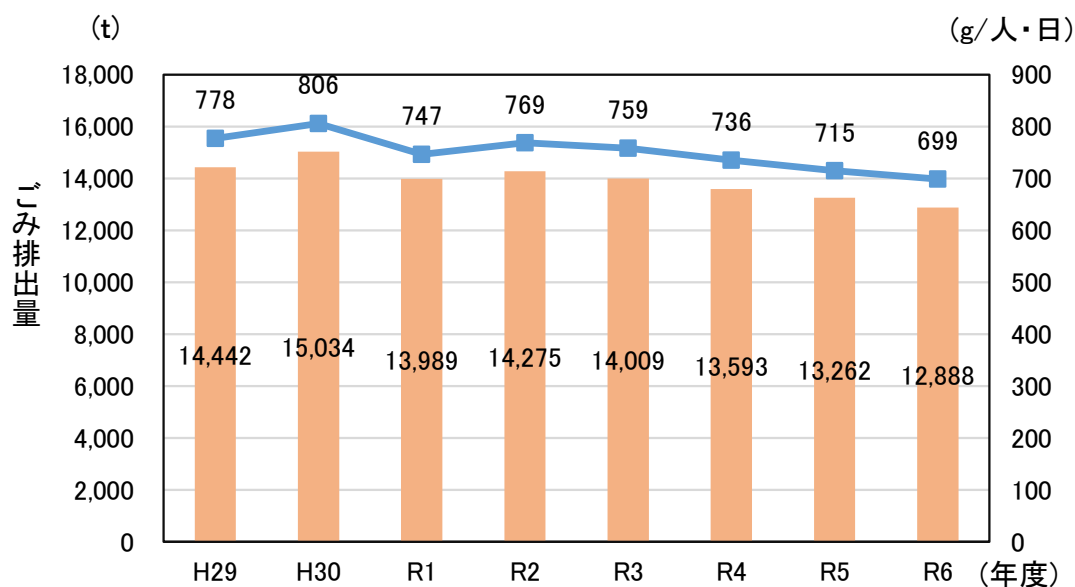
○水素エネルギーの導入

・滋賀県では、産業分野の脱炭素化に向けて、電化の難しい領域である熱利用等における水素エネルギーの利用促進のため、企業等と連携し「しが水素供給拠点形成コンソーシアム」を設立しており、本市もメンバーとして参加しています。

2. 循環型社会に関する現状

(1) ごみ総排出量の推移

・本市の2024（令和6）年度のごみ総排出量（家庭系ごみと事業系ごみ排出量の合計）は、12,888t となっており、減少傾向にあります。また、1人日当たりのごみ排出量についても、699g/人・日となっており、緩やかな減少傾向にあります。

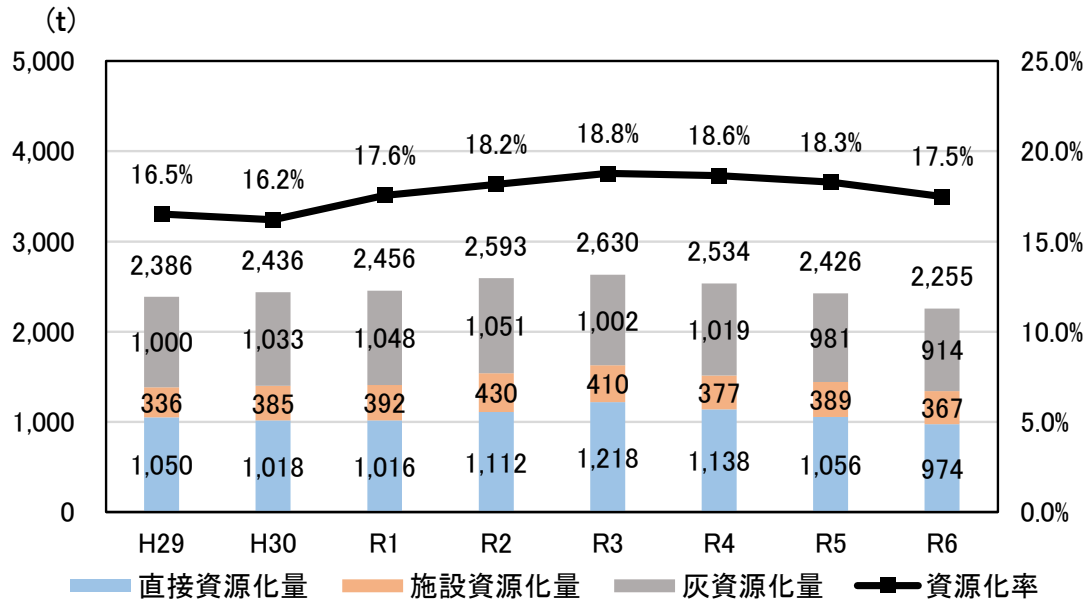


【ごみ総排出量の推移】

資料：野洲市提供データ

(2) 資源化の状況

・本市の2020(令和2)年度の資源化量は2,593tで資源化率は18.2%となっており、リサイクル率は増加傾向にあります。



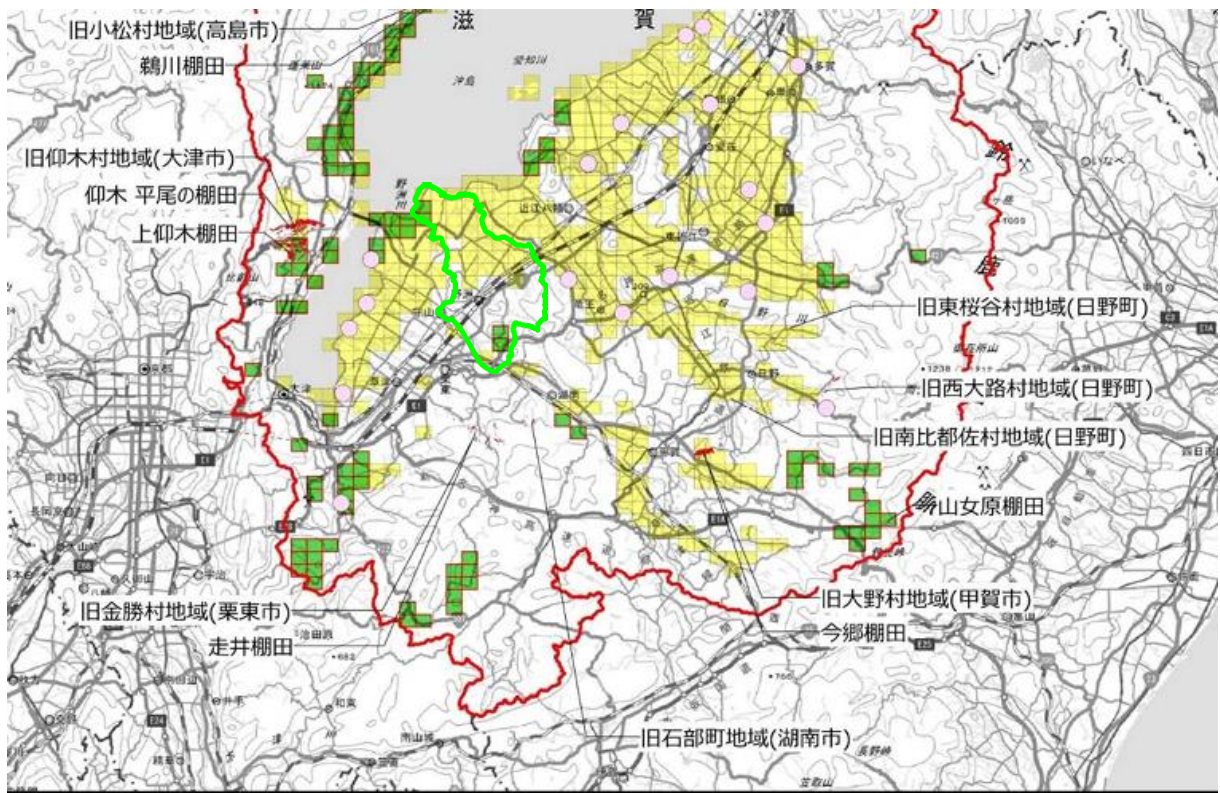
【資源化量・リサイクル率の推移】

資料：野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
野洲市

3. 自然共生に関する現状

(1) 自然特性

- ・本市は、東南部の三上山から妙光寺山、鏡山等によって形成する山地部と、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる平坦地で形成されています。
- ・山地部には三上・田上・信楽県立自然公園、希望が丘文化公園、近江富士花緑公園等が立地し、貴重な自然環境が保全されているとともに、レクリエーションとしても活用されています。
- ・平坦地は野洲川・日野川等で形成された沖積平野、野洲川右岸の扇状地には市街地が形成されており、平坦な三角州は農地として利用されています。
- ・琵琶湖湖岸周辺には吉川緑地公園、ビワコマイアミランド、マイアミ浜オートキャンプ場等の自然公園やレジャー施設が立地しており、本市の貴重な自然がレクリエーションとして活用されています。
- ・湖辺から里山にかけては、農地や水路、河川、ため池、里山など多様な環境が隣接しています。こうした場合は、多様な環境の存在を示す「さとやま指数」や「さとがわ指数」が高く、サシバやニホンイシガメ、トンボ類など、水辺と陸地を行き来する動物をはじめとした生きものの生息・生育環境のポテンシャルが高くなっています。



凡例

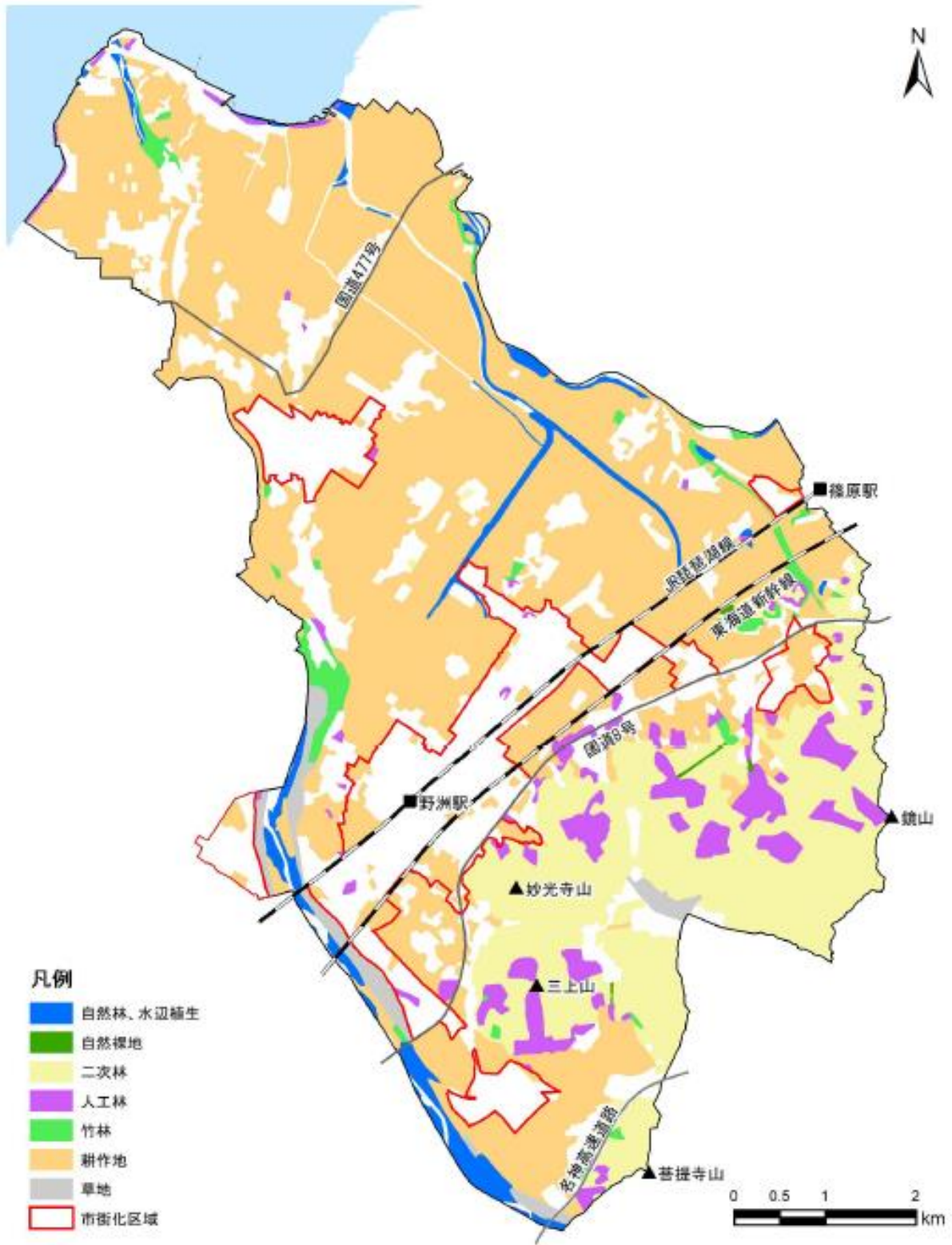
- さとがわ指数の高いメッシュ
- さとやま指数の高いメッシュ
- ガンカモ類の越冬箇所

- 指定棚田地域・日本の棚田百選
- 野洲市周辺

0 5 10 15 20km



資料：生物多様性しが戦略 2024（滋賀県） さとがわ・さとやま指数の高いメッシュ図を一部加工



【現存植生図】

資料：野洲市みどりの基本計画

(2) 希少な動植物

- ・最新の「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2020年版～」によると、県内で絶滅危惧種（絶滅の危機に瀕している種）、絶滅危機増大種（絶滅の危機が増大している種）または希少種（存続基盤が脆弱な種）は866種にのぼっています。
- ・本市においても琵琶湖の固有種であり準絶滅危惧種に指定されているビワマス（サケ科）の生息が確認されており、市街地でビワマスの遡上が見られるなど県内でも珍しい地域となっています。
- ・この希少なビワマスを保全するため、本市では2015（平成27）年に市民・企業・行政・専門家で構成するプロジェクト「家棟川・童子川・中ノ池川にビワマスを戻すプロジェクト」を結成し、ビワマスの産卵床造成や落差工における魚道設置、違法採捕の監視等に取り組んでいます。

(3) しが生物多様性取組認証制度

- ・県では、生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を認証することにより、その取組を「見える化」し、認証事業者のブランド価値の向上に資するとともに、社会経済活動において生物多様性に配慮することの重要性について普及啓発を図ることを目的として、「しが生物多様性取組認証制度」を設け、認証しています。
- ・2025（令和7）年度現在、本市では下記の4事業者がこの認定を受けており、生物多様性保全に向けた様々な取組を進めています。



【しが生物多様性取組認証マーク】

資料：滋賀県ホームページ

【しが生物多様性取組認証制度認定事業者等一覧】

認定者名	取組概要
京セラ(株)滋賀野洲工場	京セラでは、「社会との共生、世界との共生、自然との共生」という、共に生きることをすべての企業活動の基本においており、野洲工場では、常緑高木からなる樹林を主とした緑地を整備し、また琵琶湖の約5000分の1の池をつくり、地域の淡水魚の育成や、滋賀県の木「紅葉」の植栽等により、緑化・環境に対し積極的な活動を行っています。
滋賀県生活協同組合連合会	滋賀県生活協同組合連合会では、「まなびあい・つながりあい・つたえあい、びわ湖をたいせつにして、誰もが平和で安心してらせる社会の実現をめざします」という理念に基づいてびわ湖を擁する滋賀の生協として「びわ湖を保全する活動」や「びわ湖の水源を大切にす活動」に積極的に取り組んでいます。
生活協同組合コープしが	コープしがでは、身近な環境に関心を持ち、体験やさまざまな学びの中から気づき、「私が大切にしたい暮らし方」を考えることを提案しています。 具体的には、「びわこたいせつ」活動として湖と生息する様々な動植物を大切に「コープの森」「魚のゆりかご水田」「生き物観察会」「びわこ清掃ウォーク」など、地域、組

	合員とともに取り組んでいます。また事業では、「県内産商品」や「環境こだわり農産物」などを推進しています。
(株)エムケイシイ	古民家を利用してビオトープ作りして生物多様性保全に挑戦しています。

資料：滋賀県ホームページ

(4) 野生鳥獣・外来種

- ・高齢化などによる狩猟者の減少や遊休農地の増加などによりニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウなど野生鳥獣の生息数の増加や分布域拡大が懸念されています。本市においても山裾野一帯で、イノシシによる水稻、大豆、野菜類に被害が出ているほか、掘り起こしによる畦の被害が増加しています。
- ・農林水産業などへの被害等の低減や自然環境の保全とともに、個体群の安定的な維持を目的に、本市では21種の野生鳥獣を対象に滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画を策定しており、捕獲や防護柵の設置などの対策を行っています。
- ・県では、外来生物法に基づき、オオクチバス（通称ブラックバス）やオオバナミズキンバイなどの生態系や農林水産業などに被害を及ぼす外来種の駆除に取り組んでいます。さらに、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、外来生物法の対象になっていないハクビシンやスクミリンゴガイなど19種類を「指定外来種」に指定し、飼養の届出を義務づけ、野外に放すことを禁止しています。
- ・本市においても、セアカゴケグモやオオキンケイギク、ヒラズゲンセイなどの特定外来生物・外来生物の生息・生育を確認しており、駆除や啓発による分拡大防止などに取り組んでいます。

(5) 農業

- ・本市の農家数（農業経営体数）は2020（令和2）年時点で約550経営体、農地面積は約2,157haとなっており、経営耕地面積の大半が水田で、30a区画を基本としたほ場が、広がりを持った美しい田園景観を形成しています。また、湖岸地域など一部地域では、野菜の施設栽培も盛んに行われています。
- ・本市では、魚のゆりかご水田や冬期湛水管理等の生物多様性に効果の高い環境保全型農業の推進に向けて、関係機関と連携し「農地・水・環境保全向上対策事業」を推進するとともに水稻及び大豆、特産作物栽培者のエコファーマー化の支援を行っています。
- ・また、農林水産業等における資源を、まちづくりに生かすための施設の整備や、地産地消を進めています。
- ・このほか、農業に対する理解を深め、自然とふれ合い、土に親しみ、市民相互の交流の場として、市民農園を設けています。

(6) 河川・琵琶湖

- ・本市の西側と守山市との境界には野洲川、東側の近江八幡市との境界には日野川があり、それぞれ淀川水系の一級河川となっています。また、家棟川などが田園地帯を流下して琵琶湖に注いでおり、良好な景観や自然環境を形成しています。
- ・本市を流れる家棟川・童子川・中ノ池川においてはビワマスの遡上を確認しており、ビワマスは湖と川を回遊することから、移動経路となる琵琶湖・内湖・河川・水路・ため池などの水域のつながりが重要となっています。
- ・本市の北側は琵琶湖に面しており、湖岸を形成するヨシ帯は、湖国を象徴する原風景であり、カヤネズミやオオヨシキリ、ニゴロブナ等の生息や繁殖のための重要な場所となっています。

4. 快適環境(緑、安全・安心)に関する現状

(1) 公園・緑地

- ・2020(令和2)年度における本市の都市公園の整備状況は、16箇所、41.68haが開設済みで、人口一人当たりの面積は8.14㎡となっています。一人当たりの都市公園面積について、国・県と比べると県平均(8.98)・国平均(10.6)をやや下回る水準となっています。
- ・地域ふれあい公園や児童遊園、農村公園を含めた都市公園等の合計は170箇所、63.14haが開設済みで、人口一人当たりの面積は12.34㎡となっています。
- ・このほか、市の南部に広がる山林は、風致地区や自然公園区域、保安林区域等に、市の中央部から琵琶湖にかけての平野部は、農業振興地域農用地区域に指定されています。

【都市公園等の整備状況】

			整備量		一人当たり面積 ㎡/人
			ヶ所	面積 (ha)	
住区公園	街区公園	10	1.63	0.32	
	近隣公園	1	1.20	0.23	
	地区公園	0	0.00	0.00	
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00
		運動公園	1	14.90	2.91
	基幹公園計		12	17.73	3.46
	特殊公園	風致公園	0	0.00	0.00
		動植物公園	0	0.00	0.00
		歴史公園	0	0.00	0.00
		墓園	1	4.10	0.80
その他		0	0.00	0.00	
広場公園		0	0.00	0.00	
広域公園		0	0.00	0.00	
緩衝緑地		0	0.00	0.00	
都市緑地		1	2.10	0.41	
緑道		0	0.00	0.00	
都市林		0	0.00	0.00	
景公園(緑地)		2	17.75	3.47	
都市公園計		16	41.68	8.14	
地域ふれあい公園		142	17.70	3.46	
児童遊園		4	0.84	0.16	
農村公園		8	2.92	0.57	
都市公園等計		170	63.14	12.34	
行政区画人口(人)			51,176	R2.4.1時点	

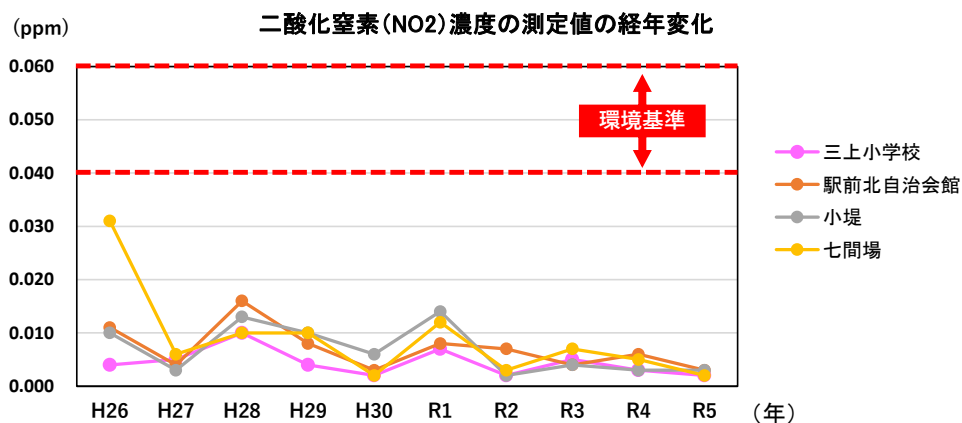
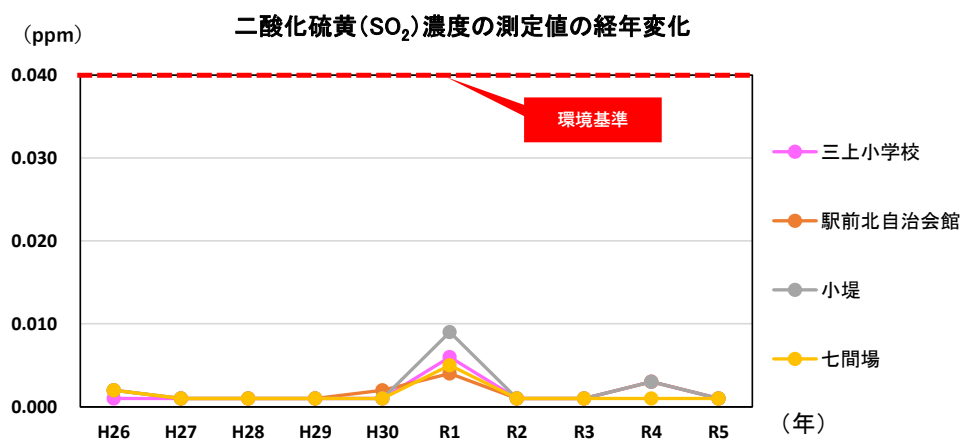
資料：野洲市みどりの基本計画

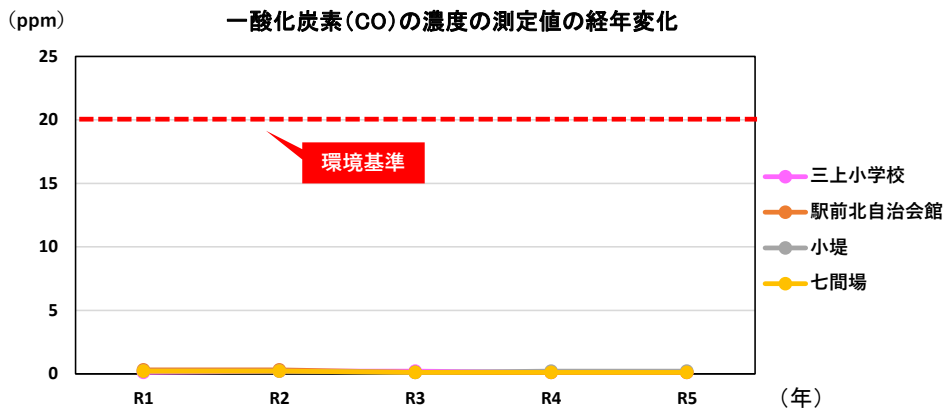
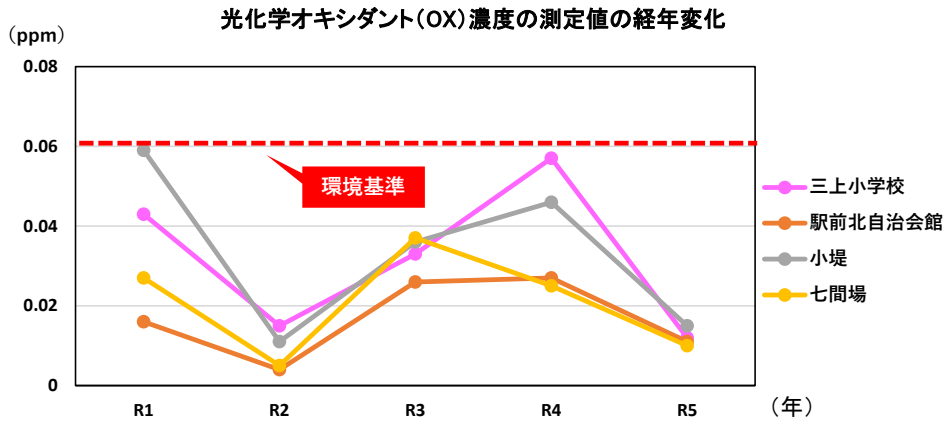
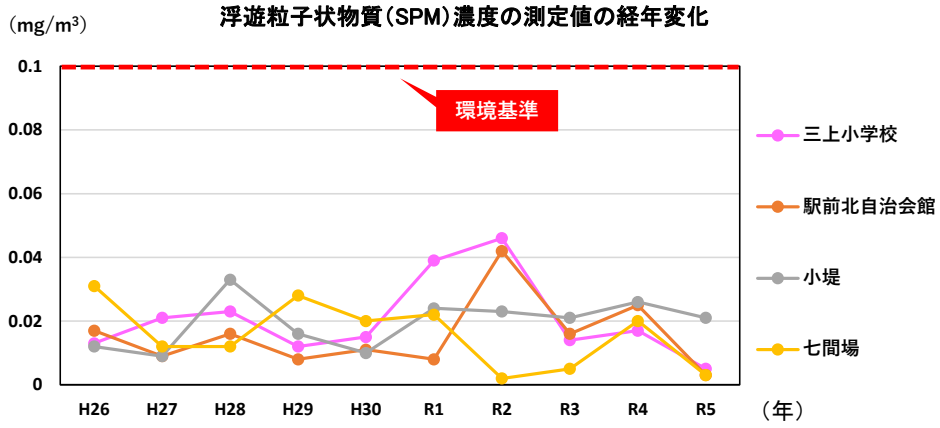
(2) 景観

- ・本市は琵琶湖や里地里山といった優れた自然景観を有するだけでなく、多数の銅鐸が出土することから「銅鐸のまち」として知られ、他にも古墳群や神社仏閣など豊富な歴史・文化遺産を有することから歴史・文化を感じられる優れた景観にも恵まれています。
- ・三上山から妙光寺山、鏡山などに連なる山地、丘陵地は風致地区などに指定されており、美しい山並みが保全されているとともに、その裾野は集落や田園などと一体となった里地里山の景観を形成しています。
- ・琵琶湖の湖岸には、マイアミ浜、あやめ浜などの白砂青松の砂浜があり、良好な湖岸景観を形成しています。
- ・本市には御上神社、大笹原神社など古い歴史を持つ社寺仏閣が多く残されており、鎮守の森とともに歴史的な景観を形成しています。
- ・中山道や朝鮮人街街道においては、街道筋の面影をしのばせる落ち着いた古いたたずまいが比較的多く残っています。

(3) 大気

- ・野洲市では、大気環境調査を行っており、大気汚染物質の環境基準が定められている項目について、4地点で調査を行っています。
- ・大気汚染状況については、いずれの項目も環境基準を達成しています。



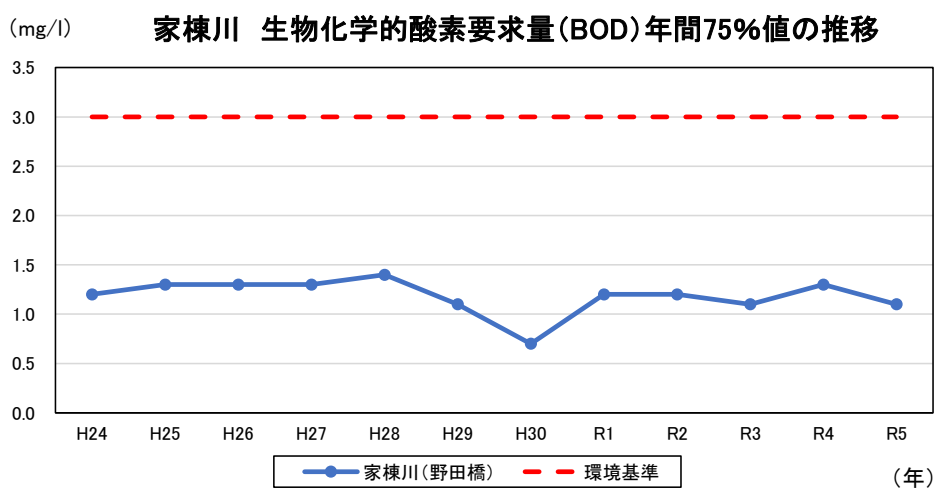
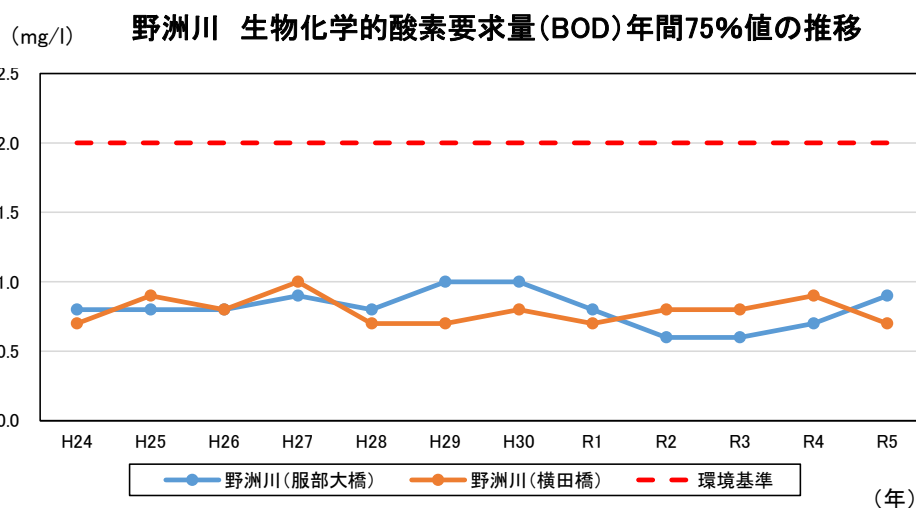


【大気汚染の状況】

資料：野洲市

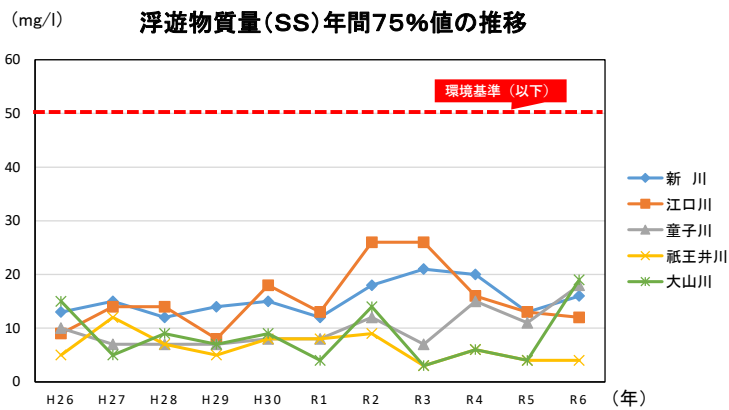
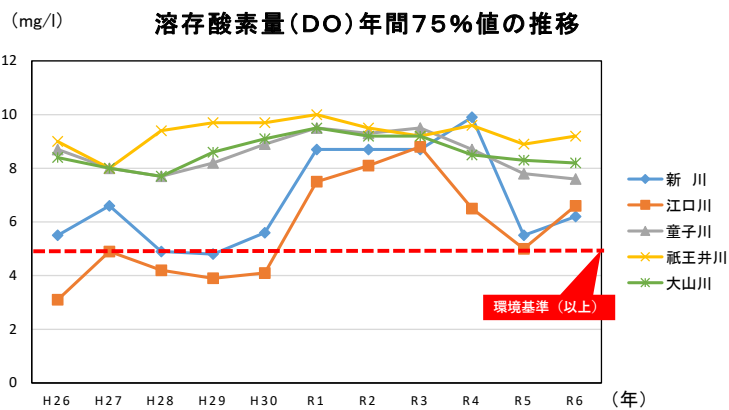
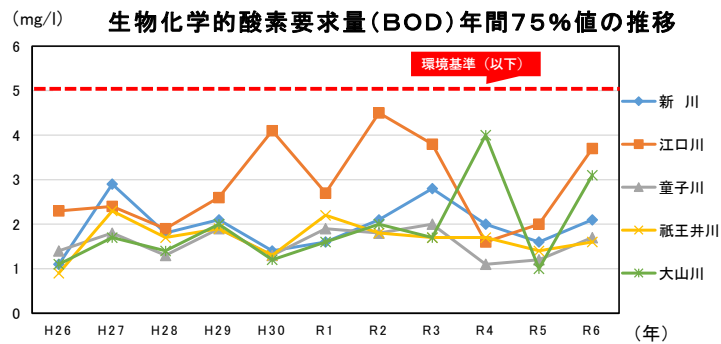
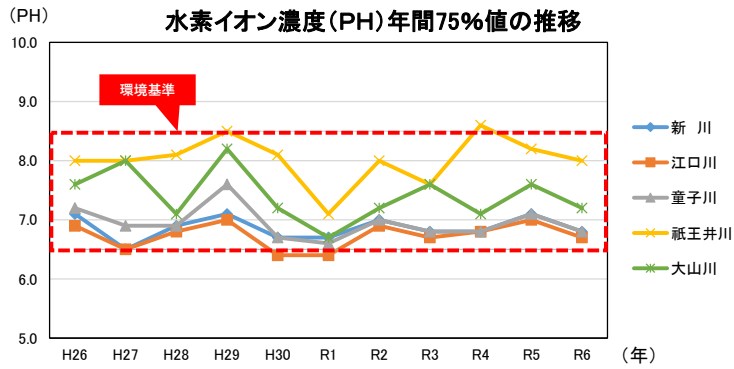
(4) 河川等の水質

- ・水質環境については、野洲川と家棟川、市内河川で水質調査を実施しています。河川の水質については、環境基準をおおむね達成しています。
- ・特に溶存酸素量(DO)の江口川については、2014(平成26)年から2018(平成30)年にかけて環境基準値を下回る汚染度が高い状況でしたが、令和に入ってから環境基準値を満たしています。



【野洲川・家棟川の水質状況】

資料：滋賀県環境白書

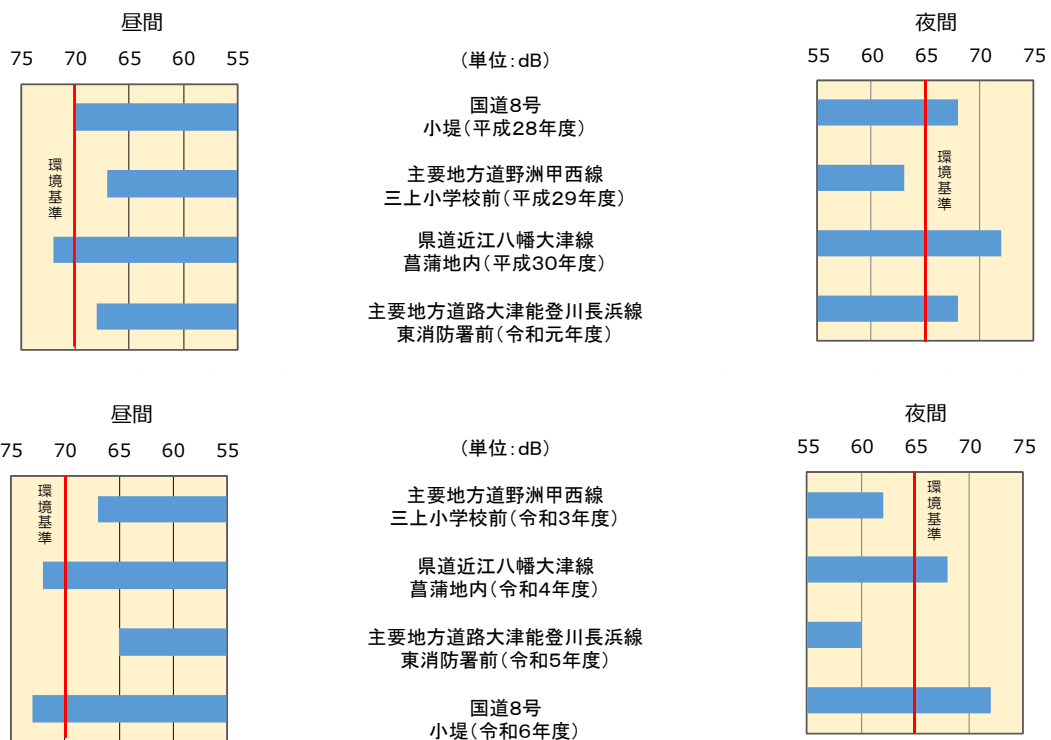


【市内河川の水質状況】

資料：野洲市

(5) 騒音・振動

- ・本市では市内の幹線道路における自動車交通による騒音の発生状況を把握するため、4路線（国道8号、県道2号大津能登川長浜線、県道27号野洲甲西線、県道559号近江八幡大津線（通称：湖岸道路））を対象に毎年1路線ずつ巡回して道路交通騒音を実施しています。
- ・2024（令和6）年度においては国道8号で調査を実施しており、昼間夜間いずれも環境基準値超過が見られます。



【市内の道路交通騒音の状況】

資料：野洲市

5. 環境学習・環境保全活動に関する現状

(1) 環境学習

- ・本市では地域企業や団体などと連携して、子どもから大人まで楽しく学習できる座学や体験学習型など50種を超える多様なメニューで環境学習出前講座を実施しています。

【環境学習出前講座の内容例】

- ・ソーラークッカー（お湯沸かし体験）
- ・雲を作ってみよう
- ・ダンボールコンポスト講習会
- ・雑がみ分別出前講座
- ・P&G工場見学（注意：学校対象） など

資料：野洲市

- ・このほか、県では「学校教育の指針」で、平成24年度滋賀の学校教育の重点に「環境教育の推進」を位置づけており、本市においても中主小学校琵琶湖環境学習や砂浜学習会、身近な琵琶湖や河川、森、林などの生物調査、学校生活における省エネルギーやリサイクルなど、「持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人づくり」を推進しています。

(2) 環境保全活動

- ・本市では、市内の貴重な湖岸環境や里山を保全するため、河辺林の保全活動や定期的な里山保全活動、生態調査などを実施しています。
- ・環境美化活動としては毎年野洲市ごみゼロ大作戦を実施しており、2025（令和7）年度においては、市内の36の事業者様・団体481名が参加しています。
- ・また、市内の一斉清掃運動も行っており、野洲市一斉清掃運動を実施した市内の自治会を対象に、車両の借上台数に応じて補助金を交付しています。

(3) 情報発信

- ・本市では幅広い世代に環境情報を見ていただく事を目的に、SNS（インスタグラム）等を活用した情報発信を実施しています。

第5章 現行計画の進捗状況

1. 指標の達成状況

基本目標の達成に向けて、施策の進捗を評価する24の指標について、指標の策定時を基準年度として、最新年度の目標の達成状況を基に評価しました。達成した指標が16、未達成の指標が8となっており、一部の指標で達成できていませんでした。

【指標の達成状況】

基本目標	施策の方針	指標数	24の指標の達成状況			
			達成した指標	未達成の指標		
				目標が未達成の8の指標の進捗状況		
基本目標1 安全で快適な生活環境づくり	1-1 大気環境・水環境の保全	2	2	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
	1-2 生活環境の保全	2	1	1	進展が見られる	1
					横ばい	0
					進展が見られない	0
	1-3 環境美化の推進	1	0	1	進展が見られる	1
					横ばい	0
					進展が見られない	0
	1-4 まちなかの緑化	2	1	1	進展が見られる	1
					横ばい	0
					進展が見られない	0
基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり	2-1 3Rの促進	2	2	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
	2-2 廃棄物の適正処理	1	1	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
2-3 地球温暖化への対策	5	4	1	進展が見られる	0	
				横ばい	1	
				進展が見られない	0	
基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり	3-1 生物多様性の維持・向上 3-3 河川・琵琶湖の保全	2	1	1	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	1
	3-2 里山の保全	2	1	1	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	1
	3-4 農地の保全	2	1	1	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	1
基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進	4-1 環境学習の推進	1	0	1	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	1
	4-2 環境活動団体等への支援 4-3 普及・啓発の担い手の育成・継承	2	2	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
24の指標の達成状況・未達成の8の指標の進捗状況		24	16	8	進展が見られる	3
					横ばい	1
					進展が見られない	4

目標が未達成だった8の指標については、基準年度と最新年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

以下の4つの指標は進展が見られない状況であり、基本目標達成のために指標の見直しや対策が必要となります。

【進展が見られない指標の現状】

指標	目標	現状
環境学習会・体験イベント等実施回数、参加者数(のべ)	53回・1,763人の維持 (平成23~27年度の平均)	7回・905人 (令和6年度)
里山学習会・体験イベント等実施回数、参加者数(のべ)	16回・511人の維持 (平成23~27年度の平均)	12回・388人 (令和6年度)
環境こだわり農産物の栽培面積	997haの維持 (平成27年度)	528ha (令和6年度)
出前講座等(省エネ・リサイクル関連)実施回数、参加者数(のべ)	17回・642人の継続 (平成23~27年度の平均)	3回・78人 (令和6年度)

2. 施策の実施状況

本計画を推進・実行するうえで、重要な取組として掲げている「重点プロジェクト」の取組状況やそれ以外の環境保全上重要な取組は以下の通りです。

【重点プロジェクトの取組状況】

重点プロジェクト	取組状況
①健康で快適な暮らしを守るプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気・水質の把握と情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・大気・水質の調査を行っており、結果を市のホームページで公表しています。 ■ 事業所における環境配慮の取組の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者と環境協保全協定を締結しています。 ■ 典型7公害の広報・啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・典型7公害の苦情件数の抑制に取り組んでいます。 ■ 特定外来生物への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の駆除を行うため、動物捕獲用檻の貸出を実施しています。
②きれいなまちを守るプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄対策 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の不法投棄物の回収と巡視を行うクリーンパトロールを実施しています。 ■ 環境衛生対策 <ul style="list-style-type: none"> ・空家・空地、ペット等に対する適正管理の指導を実施しています。 ■ 美化活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動を行っています。ボランティア清掃支援数は増えています。
③まちなかの緑づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑の保全と創造 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な河辺林の保全活動や植樹、剪定講習会、自然体験学習イベントなどを実施しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の再整備のため各自治会と協議を行っています。
④ごみの資源化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■3Rの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・リユース無償譲渡会や廃食油の回収を実施しています。 ■食品ロス対策 <ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブを実施しています。 ■グリーン購入推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市では、文具・事務用品等の購入時にグリーン購入に配慮しています。 ・年に1回図書館等で啓発活動を行っています。
⑤ごみ減量プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの減量化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題についての意識啓発と3Rの普及のため学校や自治会事業等での出前講座を実施しています。 ・マイバッグ持参推進キャンペーンを実施しています。
⑥地球温暖化対策推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■省エネ化・再生可能エネルギーの導入推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に向けた情報・補助金の案内等を実施しています。 ■CO2排出削減の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・野洲市コミュニティバスの利便性を向上させ、利用促進に努めています。 ■市役所業務の地球温暖化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業編に基づき、市役所業務の地球温暖化対策を実施しています。 ■エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給を行い、焼却熱を有効利用しています。 ■地球温暖化対策に関する連携の場づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を主テーマとして、SDGsやごみ問題と関連付けした学習会を実施しています。
⑦みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■水環境・川の生きものの生息環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・河岸清掃、湖岸清掃を実施しています。 ・中ノ池川へのビワマス遡上促進のための生態調査やビワマスフォーラムでの環境保全の重要性の共有を行っています。 ■特定外来生物への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の駆除を行うため、動物捕獲用檻の貸出を実施しています。
⑧里山を守り育てるプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■里山の環境保全 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な里山保全活動、山作業や里山の歴史についての学習会を実施しています。 ■森林資源の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・里山自然観察会や健康ウォーク、ハイキング等を実施しています。
⑨びわ湖を守ろうプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■水環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ群落の再生に向け、小学校での環境学習や琵琶湖の環境向上のためのイベントを実施しています。
⑩環境にやさしい農地の活用プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■環境保全型農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境こだわり農産物の生産にあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して「環境保全型農業直接支払交付金」によって支援を行っています。 ・「環境保全型農業直接支払交付金」の支援取組の

	<p>1つである有機農業を推進し、生物多様性の保全や地球温暖化の防止を図っています</p> <p>■有害鳥獣対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ侵入防止柵資材購入や有害鳥獣駆除委託を行っています。
①みんなで環境学習プロジェクト	<p>■ライフステージに応じた環境学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等への出前講座を実施しています。
②環境活動支援プロジェクト	<p>■学びの場の提供や活動情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスタへの実施や環境保全に対する意識高揚を促すための広報、ホームページ等による情報発信。 ・SNS（インスタグラム）等の利用により、幅広い世代への情報発信を実施しています。 ・えこっちやす運営委員会を定期的に開催し、異なる分野における環境活動を連携するための情報共有を行っています。
その他重要な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルの実現に向けて、しが水素拠点形成コンソーシアム※1に参加しています。 ・市三宅地先の野洲川河川敷（北流側帯）において、市・国土交通省・滋賀県が連携しながら、「野洲川MIZBEステーション※2」の整備を推進しています。

※1滋賀県では、産業分野において、化石燃料の代替としての水素需要ポテンシャルを年間20万トンと試算しており、この需要を賄うための供給体制の構築に向けた検討を進めている。しが水素拠点形成コンソーシアムでは、先行する臨海部の水素プロジェクトとの連携も見据えた県内需要家と供給をつなぐ方策を検討するとともに、その端緒として、近畿・東海・北陸の結節点である米原エリアにおいて水素の供給拠点の形成を目指す。

※2平常時は地域活性化や賑わいが感じられるエリアとして、災害時は緊急復旧活動や水防活動を迅速に行うための拠点とする、平常時と災害時のいずれにも利用可能な機能を併せ持つステーションのこと

第6章 総括

1. 計画見直しにあたっての基本的な考え方

- ・第5章に見られるとおり、現行計画に示した取組は、おおむね順調に進行していると評価でき、今後も継続して取組を進めることが重要です。また、指標については大部分が良好な値で推移しているものの、イベント等の実施回数・参加者数や環境こだわり農産物の栽培面積など進展がみられなかった指標については今後の方向性を検討する必要があります。
- ・国の第六次環境基本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として新たに掲げられました。また、現在私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」を実現させる必要性があります。
- ・次期計画策定においては、市の環境や現行計画の評価で明らかになった課題、国内外の環境政策の動向を取り入れた施策の体系を整理するとともに、新たな環境指標・目標値を検討し、本市の環境政策を効果的かつ効率的に推進していきます。

2. 分野別の課題と今後の方向性

(1) 気候変動への対応・脱炭素社会の実現に向けて

- ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などを含む気候変動の多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係しており、本市においてもその影響は例外ではなく、今後何も対策をしない場合、更なる年平均気温の上昇や猛暑日、熱帯夜等の日数増加、大雨や短時間強雨の発生頻度増加など様々な影響が予測されています。
- ・気候変動のリスクを抑制することは、生きもの全てにとって喫緊の課題となっており、滋賀県ではこうした状況を受け、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロムーブメント」を宣言、脱炭素社会を目指していくことを示しています。本市も2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して「しが水素拠点形成コンソーシアム」に参加するとともに、今後は新エネルギーや再生可能エネルギーの更なる普及促進や省エネルギーの徹底、適応策の推進、地球温暖化防止の意識向上などに取り組んでいく必要があります。

(2) 循環型社会の形成に向けて

- ・循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていく循環経済への移行が重要です。
- ・本市のごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量は緩やかな減少傾向にありますが、循環経済への移行に向けて、生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムを構築・実践していくことが重要です。
- ・また、近年では使い捨てプラスチックやマイクロプラスチックが海洋生態系に与える影響も問題となっており、琵琶湖でもマイクロプラスチックが確認されています。マイクロプラスチックの発生源の一つとなっているプラスチックごみに関して、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、プラスチック製品の設計から廃棄物処理まで全てにおいて資源循環（3R+Renewable）が進むよう取り組んでいくことも重要です。

(3) 生物多様性の保全に配慮した自然共生に向けて

- ・ネイチャーポジティブの実現に向けて取り組んでいく事は、気候変動問題と並んで喫緊の課題となっており、この実現に向けて、「30by30目標」に向けた取組が重要となっています。
- ・本市は、野洲川や三上・田上・信楽県立自然公園、近江富士花緑公園、琵琶湖など多様な自然的資源を有しています。しかし、都市化に伴う土地の改変や生物多様性の保全を担う人材の高齢化などにより豊かな資源が失われつつあり、貴重な自然的資源の保全・維持管理が重要となっています。
- ・また、自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会の実現に向け、人と自然が共生できるよう、身近な自然を守り、次世代に継承していく取組や、野生生物の適正な保護管理と外

来種対策の強化、自然に対する市民意識の向上・醸成等について取り組む必要があります。

(4) 快適さ・安全・安心を実感できる生活の維持に向けて

- ・緑の保全是気候変動やネイチャーポジティブ、ウェルビーイングの実現にもつながる重要な取組であり、今後も量の確保や質の向上、ストック効果をより高めていくことが重要です。
- ・本市においては野洲川河川敷をグリーンインフラとして活用する野洲川 MIZBEステーションの整備を進めており、今後は緑の保全や気候変動やネイチャーポジティブ、ウェルビーイングの実現にもつながる場所として適切に活用していくことが重要です。
- ・市民の健康上の不安を解消するため、大気や水質、騒音のモニタリングについて継続的に監視・情報発信に取り組んでいくことが重要です。また、環境リスクについては、有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)など環境目標値の設定等がない化学物質によるリスクについても柔軟に対応していく必要があります。

(5) 協働・環境を担う人材の育成に向けて

- ・持続可能な社会の実現には、あらゆる主体・世代が環境保全活動やライフスタイル・事業スタイルの転換に向けた取組に参加することが重要です。社会のリーダーを含む全ての大人や子どもに対して、そうした参加を支える情報提供や普及啓発、環境教育の機会が必要です。また、ICTの進展や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を契機に、タブレットPC端末等を活用した小中学校における授業の実施、イベントや研修のオンライン開催が広がるなど、環境教育や学習、コミュニケーションの方法などが大きく変わってきており、多様な手法による対応が求められています。さらに、情報提供や普及啓発と併せて多様な主体の参加によるパートナーシップの構築や人材を育成していくことも重要です。
- ・本市では湖岸や里地里山の保全活動や環境学習出前講座など多様な活動を行っています。今後もあらゆる主体・世代が環境保全活動に参加できるよう取組を強化する必要があります。

(6) 持続可能な社会の実現に向けて

- ・環境問題の影響を未来に残すことを極力防ぎ持続可能な社会を実現するには、環境・経済・社会のそれぞれにおいて、持続的な新たな方向へ転換する必要があります。この転換には、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を活用しながら、「環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」仕組みづくりを進めるとともに、気候変動や生物多様性、汚染の危機を軽減することが重要です。